シンポジウム2020

研究開発センターシンポジウム2020

テーマ 地域のつながりの再構築を目指して

公開期間 2021年2月5日(金)~7月31日(土)

公開方法 WEB シンポジウム (オンデマンド配信 事前登録制)

参加費 無料

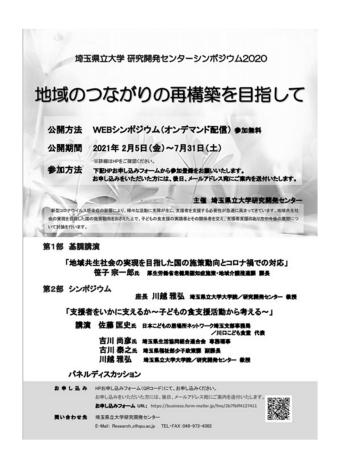
開催趣旨

国は、地域課題が複合化・多様化するなか、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(=地域共生社会)の実現を目指し、介護保険や社会福祉の制度改革を進めている。

これを実現するためには、地域が抱える課題を関係者が共有した上で、民間を含めた多様な主体がネットワーク化され、かつ、協働していく必要がある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした様々な活動に支障が生じ、支援者を支援する必要性が急速に高まっている。

そこで、今回のシンポジウムでは、「支援者支援」に焦点を当てることとする。支援者を支援することで、 最終的に、地域のつながりが確保され、利用者支援が継続されるという考えに基づくものである。ただし、 支援者といっても多様であるため、「子どもの食支援」をテーマに議論を展開する。

本シンポジウムは、地域共生社会の実現を目指した国の施策動向をおさえた上で、子どもの食支援の実践者とその関係者を交え、支援者支援のあり方や今後の展開について討論する。



プログラム

開会のあいさつ

田中 滋(公立大学法人埼玉県立大学 理事長)

第1部 基調講演

「地域共生社会の実現を目指した国の施策動向とコロナ禍での対応」

笹子 宗一郎氏 (厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長)

第2部 シンポジウム「支援者をいかに支えるか~子どもの食支援活動から考える~」

講演1「子どもの食支援の現状」

佐藤 匡史氏(日本こどもの居場所ネットワーク埼玉支部事務局/ 川口こども食堂 代表)

講演2「支援者をいかに支えるか~民間の立場から~」

吉川 尚彦氏(埼玉県生活協同組合連合会 専務理事)

講演3「支援者をいかに支えるか~都道府県の立場から~」

古川 泰之氏(埼玉県福祉部少子政策課 副課長)

講演4「支援者をいかに支えるか~大学の立場から~」

川越 雅弘(埼玉県立大学大学院/研究開発センター 教授)

パネルディスカッション

川越 雅弘 (座長)

佐藤 匡史氏

吉川 尚彦氏

古川 泰之氏

閉会のあいさつ 鈴木 玲子(埼玉県立大学研究開発センター長)



基調講演



パネルディスカッションの様子

開会のあいさつ

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

こんにちは。埼玉県立大学理事長の田中でございます。本日のテーマにも深く関係する国の社会保障審議会福祉部会長、および介護保険の給付を決める介護給付費分科会長を務めております。埼玉県立大学研究開発センターシンポジウム2020の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本シンポジウムを主催する埼玉県立大学研究開発 センターは、保健医療福祉分野の課題に対して地域 に根差した研究開発を促進する拠点として活動する とともに、広く地域社会に貢献することを目指して、 2016年4月に設置されました。

センターでは設置から現在に至るまで、地域包括ケアシステムの構築に向けた研究や活動に取り組んでまいりました。今回のシンポジウムのテーマである「地域のつながりの再構築を目指して」も地域包括ケアシステムの要素として、ますます重視されるようになった大変重要なテーマと言えます。

地域が抱える課題解決には、社会福祉に関わる専門組織やNPO、あるいは住民の運動体だけではなく、地域の一般企業、行政が連携を密に取らなくてはなりません。また、社会福祉専門職に加え、行政や民

間のファシリテーター、コーディネーターなどの訓練を経た人材が住民の力を引き出し、当事者と支援者がつながり、協働を図る体制作りが望まれます。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症 蔓延の影響により、そうしたつながりを持った活動 の実践に支障が生じており、支援者を支援する必要 が高まっています。

そこで、今回のシンポジウムでは「支援者への支援」のうち、「子どもの食支援」に焦点をあて、テーマとして取り上げております。

具体的なプログラムは、先ほど研究開発センター 長から説明がありましたように地域共生社会の育成 を目指した国の施策動向を踏まえた上で、子ども食 堂の実践者とその関係者を交え、「支援者への支援」 の在り方や今後の展開について討議を行います。ご 覧いただいている皆様にとって、本日の講演やパネ ルディスカッションが、これからの業務や学習の参 考となれば幸いでございます。

最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈りして、シンポジウム開催のあいさつといたします。

第1部:基調講演

「地域共生社会の実現を目指した国の施策動向とコロナ禍での対応」

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長 笹子 宗一郎 氏

皆さん、こんにちは。厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長の笹子と申します。本日は埼玉県立大学研究開発センターシンポジウム2020ということで、地域のつながりの再構築を目指すという素晴らしいシンポジウムで基調講演させていただき、大変光栄に思っております。また、関係の皆様におかれましては、医療・介護のみならず地域において、このコロナ禍においてさまざまな形でご尽力していただいていると思います。そういったご尽力、ご努力に感謝の意をまずは表したいと思います。

その上で本日は、地域共生社会の実現を目指した 国の施策動向とコロナ禍での対応という現在の私ど もの取り組みについてご説明をさせていただきたい と思います。

今後の社会保障と働き方の方向性ということで、 少し大きな話から始めさせていただきます。高齢者 人口がピークを迎える2040年頃、2042年と言われて おりますけれども、現在でも人口減少が始まり、家 族形態も変化しております。その中で高齢者人口が ピークを迎える2040年頃を見すえて政府としても取 り組みを進めてまいりました。図の左にございます ように、人生100年時代を目指した健康寿命の延伸や、 担い手不足、人口減少への克服が必要です。これに 対しては医療・福祉サービス改革を通じた生産性向 上などの取り組みも含まれます。さらに新たなつな がり、支え合いということが重要な柱になってきま す。これは多様な担い手が参加する地域活動の推進 ということで、今日のテーマにもつながるものと思 います。さらに生活を支える社会保障制度の維持、 発展ということで、仕組みとして持続可能性という ものをさらに追求していかなければならないという ことであります。

この中で、真ん中にありますけれども、デジタルトランスフォーメーション、ICT化というのが大きな柱になってきます。そういった中で、今般、新型コロナウイルス感染症が発生いたしました。3つの密を避ける新たな生活様式の広がりを踏まえて、さまざまな対策を、もちろん私ども政府もそうですけれども、各界各位が新たな取り組みを模索していく必要があるだろうということであります。経済雇用情勢の影響を大きく受ける方や世帯への対応。オンライ

ン診療であるとか行政手続き、こういったものもオンライン化をさらに進めていこうということであります。今般の感染症の影響下にあって、エッセンシャルワークの重要性というのは国民の皆さま改めて再認識されたのではないかと思います。テレワーク、フリーランス、新しい働き方も進めていく必要があるという大きな流れの中で、地域づくりというものをどうしていくのかというのを私どもは考えているということであります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応の現状 をご紹介させていただきます。

介護現場に対する公的な支援ということで申し上 げると、一番上にございますように運営基準の柔軟 化を行っております。例えば一時的に人員が運営基 準を満たすことができない場合にも介護報酬を減額 しないなどの柔軟な取り扱いを認めています。さら に、マスクなど、防護服もそうですけれども、衛生 物資を確保する取組みとして、マスク、布製マスク を全ての介護施設等の職員へ配布するとか、消毒用 のエタノールを優先的に購入可能とする仕組みの創設、さらにマスク、ガウン、フェイスシールドなど を国が購入し、都道府県において備蓄する等の取り 組みを進めています。また、職員確保、物品購入の 費用について、感染症対策として必要なかかり増し 経費として助成させていただいております。

さらに現下大変なご苦労をされている皆さま方に 対して慰労金を支給するという、そういった事業も 行ってございます。このページ(P4)は先ほど申 し上げた人員の臨時的な取り扱いでございますので、 後ほどご覧いただければと思います。かかり増し経 費、これにつきましては、令和2年度2次補正予算額 で4,132億円ということですでに執行しております けれども、さらに今般、第3次の補正予算案というこ とで786億円を積み増しております。赤でハイライト しておりますけれども、令和2年度2次補正予算で創 設した支援、これが十分に実施できるように交付金 の積み増しを行うものであります。

さらに、令和3年度につきましても引き続き新型コロナウイルス感染症流行下における事業所への支援というものをしっかりと行っていかなければいけないということで、こちらは政府予算案ということで

すでに閣議決定しておりますけれども、かかり増し 経費について引き続き助成するとともに、緊急時の 介護人材応援派遣に係るコーディネート、こういっ たことの事業に対してもお使いいただけるような、 そういった予算案でございますので、国会の審議を 経た上で令和3年度からお使いいただくことを想定 しているものでありますけれども、こういった予算 も準備させていただいております。

これは現在でも行っておりますが、ウイルスの感染防止をする観点から多床室の個室化に要する改修費であるとか、簡易陰圧装置の設置に要する費用、さらには感染防止のためのゾーニングに要する事業に対しても補助について、令和3年度も継続的に行うような予算案を閣議決定させていただいております。

お金だけではございません。介護現場において感染対策、やはりご不安になっている方々多くいらっしゃいます。こういった方々に対して感染症の手引というものを厚生労働省のほうでも作らせていただいております。施設系、通所系、訪問系ごとにマニュアルを作らせていただいており、手洗い、排泄物、嘔吐物の処理の手順を含めてお困りにならないように分かりやすく解説したようなリーフレット、ポスター、そういったものも作成しています。真ん中の上のほうに、「こちらのリンクから閲覧できます」と書いてございますので、ご興味ある方はクリックしていただければと思います。

さらに、介護施設事業所における業務継続計画、 いわゆるBCPというものでございますけれども、こち らについてもガイドラインを令和2年12月11日に作 成しております。2種類ございまして、1つ目は介護 施設事業所における新型コロナウイルス感染症発生 時の業務継続ガイドライン。2つ目は自然災害発生時 の業務継続ガイドラインということで、これもそれ ぞれ各事業所、各サービスの共通事項に加えて、通 所、訪問、ケアマネ事業所に固有な事項を取りまと めてガイドラインとしてお示ししております。後ほ どご説明いたしますけれども、このガイドラインも 参考にしながら、BCPを作成するということが介護事 業所の義務に、令和3年度からなります。こうした取 組を通じて、何か起こったときにしっかりと業務が 継続できるという体制強化を考えているということ であります。

さらに、緊急時に備えて平時からの応援体制を構築する必要があります。全国の都道府県ごとに介護保険施設などの関係団体にコーディネーターを配置いたしまして、あらかじめ応援可能な職員登録を行うなど、平時からサービス提供者を確保、派遣するスキームを構築していただき、感染者等が発生した際には速やかに応援職員を派遣する、そういったスキームについても整備をさせていただいております。

こういった新型コロナウイルス感染症への対応に加えまして、先ほども出てきましたけれども、地域において地域づくりをしていくという、そういったことが重要な時代に入ってきております。地域共生社会と申しておりますけれども、この実現に向けた制度改正というものが行われておりますのでご紹介したいと思います。

まず介護保険制度においては、3年サイクルでさま ざまな制度改正あるいは計画が進んでいきます。図 の一番上に介護保険事業計画がございます。現在は 第7期の介護保険事業計画期間ということで、2018年 から2020年度までの期間になっております。2021年 の4月からは第8期の介護保険事業計画が始まります。 そこに向けて現在行っているのは真ん中にございま す報酬改定、これは各サービスのさまざまな値段付 けを国の社会保障審議会・介護給付費分科会でご議 論をいただいておりまして、2020年12月23日に基本 的な考え方の整理を取りまとめていただいたところ です。こちらは埼玉県立大学理事長の田中滋先生に 分科会長をお願いしてございます。2021年の年明け には具体的な値段が付いた形で諮問、答申を経て 2021年から新たなサービス期間が始まるということ が一つございます。赤でハイライトしておりますけ れども、その前提として制度改正が行われておりま す。改正介護保険法が成立というふうに一番下に書 いておりますけれども、これを踏まえて介護保険事 業計画、第8期の事業計画期間に係る基本指針が提示 されており、これを踏まえた計画を現在市町村が作 成していると、そういうことになっております。

まずは、この制度改正についてご説明したいと思 います。地域共生社会の実現と2040年への備えとい うことであります。高齢者あるいは子ども、障害者 など制度で区切るのではなくて、包括的な支援体制 が必要だということであります。地域においては、 高齢者も子どもも障害者もさまざまな形で支援を受 けられており、必ずしも制度の壁に応じた支援をし ているわけではありません。特に地域づくりにおい てはそういったことがニーズとしてあるということ でありまして、一番上にありますけれども、社会福 祉制度改革であります包括的な支援体制を構築する というのが一つ大きな柱であります。それは制度に よって分断するのではなくて、相談支援、参加支援、 地域づくりに向けた支援を一括で行っていくという、 そういった基盤をつくっていこうということであり ます。そういった基盤の下にそれぞれの制度がそれ ぞれの仕組みを支援していくということでありまし て、下にあるのが介護保険制度改革ということであ ります。その中で1つ目としては介護予防、地域づく りの推進というものが一つ大きな柱としてございま す。健康寿命の延伸をしながら共生、予防を両輪と

する認知症施策、これを総合的に推進していくというのが1つ。2つ目は地域包括ケアシステムをきちんと推進していくということであります。さらに、人材不足の時代で、コロナのためなかなか対面で会議等を行うということもできないという、そういった時代になっております。介護現場を革新していくという観点、これはしっかりと持たないと人材も確保できないし、生産性も向上していかないということでありますので、その下にありますけれども、データの利活用のためのICT基盤の整備であるとか、そういったことも一体的に行っていく。

こういったコンセプトの下に法律の改正をすでに 行っているということであります。これが法律第52 号ということで、令和2年の6月12日に公布された法 律でございます。法律の題名に「地域共生社会の実 現のための」という言葉があります。このために「社 会福祉法等の一部を改正する」ということでありま して、赤で書いてありますけれども、地域住民の複 雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包 括的な支援体制を構築することを支援するという仕 組みのため、社会福祉法と介護保険法を改正してい ます。それとともに、地域の特性に応じた認知症施 策や介護サービスの提供体制の整備、こういったも のを推進していくということでありまして、こちら は介護保険法と老人福祉法を改正してございます。 その他、先ほどご紹介したようなICTの活用などの整 備のために3以降の改正事項がございますけれども、 今日は1と2について、より詳細にご説明したいと思 います。

1については、いきなり法律が改正されたわけではございません。地域共生社会に向けた包括的な支援と多様な参加、共同の推進に関する地域におけるさまざまな取り組みを踏まえて検討会を厚生労働省のほうで設けさせていただいて、計9回にわたりましてご議論いただいた上で、報告書を取りまとめていただいてございます。田中滋先生にも構成委員としてご参加いただいているところでございます。こういった検討会の報告書も踏まえて法律を改正したということであります。

より詳しくご説明させていただきますと、例えば 1つの世帯に複数の課題が存在しているという状態。 例えば8050世帯であるとか、介護と育児のダブルケ ア、世帯全体が孤立している状態、ごみ屋敷などの 状態もあるでしょう。そういった複数の課題が複合 的に存在しているという課題にどのように対応する のかということであります。そういった場合に、高 齢者だ、障害者だ、子どもだというふうに制度で切 るのではなくて、属性を超えた支援が必要であろう ということであります。そのために属性を超えた相 談窓口の設置、そういったものの動きというのはこ れまでも地域にあったわけでありますけれども、各制度で補助金などの使いみちが決まっているので、その経費をきちんと処理するための事務負担が大きいという、そういった課題がございました。このために属性を問わない包括的な支援体制、この構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕中に青で囲ってございますけれども、そういった支援体制を構築するために、相談支援、包括的な相談支援の事業をつくるものです。属性や世代を問わない相談を受け止める、多機関の共同をコーディネートする、さらにはアウトリーチも実施する、そういった包括的な相談支援体制をまずはつくろうということが1つ。

それと、2つ目として参加支援であります。既存の 取り組みで対応できる場合は既存の取り組みを活用 していただくということでありますけれども、対応 できない狭間のニーズにも対応した、就労支援であ るとか、あるいは見守りなどの居住支援、そういっ たものを行っていくというのが2つ目。

3つ目として、地域づくりに向けた支援として、住 民同士の顔の見える関係性の育成支援ということで、 世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくっ ていただく。さらには多分野のプラットフォーム形 成を行っていただいて、交流、参加、学びの機会を コーディネートしていただく。こういった、大きく 分けると3つの支援を一体的に実施する事業を社会 福祉法に位置付けるということであります。この事 業は、市町村の手挙げ方式に基づく任意事業ではあ りますけれども、事業を実施する際には今私が申し 上げた3つの事業は必ず実施していただく必須事業 ということであります。この新しい事業を実施する という市町村に対しては、相談、地域づくり関連事 業に係る補助について一体的に執行できるような交 付金を交付する仕組みを2021年の4月からスタート するということであります。

これに併せて認知症でございます。認知症施策を 総合的に推進していくという観点から、地域における認知症の人への支援体制の整備、チームオレンジ と申しますけれども、これを法律上位置付けており ます。さらに施策の推進にあたっては認知症の人が 地域社会において尊厳を保持しつつ、ほかの人々と 共生することができるようにする、そういったこと を法律上規定しております。さらに、介護保険事業 計画においても記載事項を拡充いたしまして、認知 症施策の総合的な推進に関する事項を追加するとい うような、こういった法改正をしているということ であります。

地域づくりという意味では、これまでも介護保険 法に基づきまして地域支援事業というものを行って

います。これは平成26年の法改正の前後で少し違っ ておりますけれども、ポイントは、改正前は要支援 の方々の訪問介護や通所介護、これは予防給付でし た。これが改正後はより地域において柔軟な、しか も多様な主体がサービスを提供していただけるよう にということで、右側の赤いところでございますけ れども、要支援1・2の方と、それ以外の方を対象と して「介護予防・日常生活支援総合事業」というも のを発足させています。また、その下のピンクのと ころにありますような包括的な支援事業があり、こ この中で地域包括支援センターの運営を行っていた だく。さらには在宅医療・介護連携推進事業、認知 症の総合支援事業も行っていただく。生活支援の体 制整備、これはコーディネーターの配置を行ってい ただく。こういったところを充実と書いてあります けれども、これは消費税の財源を使わせていただい て充実をしていくというような、そういった地域づ くりのための事業が発足しています。

この総合事業につきまして、さらに充実をさせて いく必要があるというふうに私ども考えております。 これは2019年の12月、社会保障審議会の介護保険部 会において取りまとめられた意見書でございますけ れども、申し上げたとおり、総合事業の対象者は要 支援者などに限定されているということであります けれども、要介護認定を受けると、それまで受けて いた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる という点について課題があるということであります。 当然、要介護認定を受けている方が介護保険の給付 が受けられることを前提としてではありますけれど も、ここについて弾力化を行うことが重要であると いうご意見をいただいています。さらに、国がサー ビスの価格の上限を定めているわけでありますけれ ども、この仕組みについて市町村が創意工夫を発揮 できるように弾力化を行うということが重要である というご意見をいただきました。これを踏まえまし て、矢印にございますけれども、2020年の10月に「介 護保険法施行規則の一部を改正する省令」を公布い たしまして、今申し上げたような趣旨、マル1にござ いますように介護予防・生活支援サービス事業の対 象者に、この事業における補助により実施されるサ ービスである、住民主体のサービスを継続的に利用 する要介護者を追加するということです。補助によ る実施されるサービスである住民主体のサービスと いうのは、このページの右下にございます。

サービス類型を掲げておりますが、従前相当サービス、A、B、C、Dとございますけれども、住民主体のサービスBと、住民主体の移動支援であるサービスD、これについて要支援等から継続的に利用される要介護者を対象として追加するという改正とともに、総合事業のサービス価格の上限の弾力化というもの

を行ってございます。施行日は2021年の4月1日でございますけれども、こういった形で総合事業についてもさらに充実する形の政策というものを考えてございます。

今申し上げたような制度改正は、2021年4月から始まるわけでありますけれども、老健局の組織も改正しております。これまで認知症の政策は、左にありますように総務課の下にある認知症施策推進室というところが担っておりました。今般の制度改正の趣旨を踏まえまして、「認知症施策・地域介護推進課」を2020年の8月7日に新設いたしました。国の役所の課の名称の中に「認知症」が入ったのは初めてだと思います。私が初代の課長ということで拝命してございます。このように、国の組織もきちんと改正しながら、地域づくりと認知症施策をきちんとハーモナイズした形で進めていくというのが国の政策ということでございます。

次に、認知症施策について、具体的にどういった ことをしているのかということをご紹介させていた だきたいと思います。ここは皆さまもご案内かと思 いますけれども、認知症の方、下の表で言いますと 2025年において推計値でありますけれども、だいた い700万人の方が、つまり20.6%の方が認知症という、 そういった推計がございます。年を経るごとにこの 人数は増えていくということでありまして、ポイン トは、誰もが認知症になり得るということでありま す。そういった中で、2019年の6月には政府に「認知 症施策推進関係閣僚会議」というものがございまし て、ここにおいて認知症施策の政策パッケージを決 定いたしております。認知症施策推進大綱と呼ばれ るものです。認知症は誰もがなり得るという基本的 なコンセプトの下で、認知症の発症を遅らせ、認知 症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会、 こういったものを目指していく、認知症の方、家族 の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪とし て推進していくということであります。共生という ものは認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とと もに生きるということであって、認知症があっても なくても同じ社会でともに生きるという意味であり ます。予防でありますけれども、認知症にならない という意味ではなくて、認知症になるのを遅らせる、 認知症になっても進行を緩やかにすると、そういう 意味であります。

そういったコンセプトの下で、このスライドで言いますと右側、具体的な施策を5つの柱で進めています。①普及啓発・本人の発信支援、②予防、③医療ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進など。さらには⑤研究開発、産業促進、国際展開ということで、5つの柱を基に、これ

は厚生労働省だけではなくて、関係省庁一体となった政策パッケージとして2019年に決定しているものであります。その大綱に基づいて施策を推進しておりますが、ここでご紹介したいのは、厚生労働省の予算としては125億円規模で推進させていただいているということです。

今申し上げた5つの柱をもう少し敷衍してご説明 させていただきます。1つ目が普及啓発、本人発信の 支援ということでございました。主な内容は認知症 サポーターを増やしていくということと、単に養成 するだけではなくて、地域の支援ニーズとつなぐ仕 組みを強化していくということが重要かと思ってい ます。2つ目が認知症の方本人からの発信機会の拡大 ということであります。ご本人が認知症とともに生 きるという希望宣言をしていただく。さらには認知 症になった方が実際に相談の支援をするというよう な、ピアサポートと申しておりますけれども、そう いった支援の推進。こういったものが柱になってお ります。認知症サポーターについては先ほどの大綱 において、2020年度末で1,200万人という目標値を立 てて施策を進めておりますけれども、すでに1,268万 人の方にサポーターになっていただいているという ことであります。引き続き、コロナ禍ではあります けれども、こういった方々の養成を進めていくとい うこととともに、先ほども介護保険法改正のところ で若干申し上げましたけれども、チームオレンジの 取り組みの推進をしていきたいということでありま す。これは、診断後の空白期間における心理面、生 活面の早期からの支援をしていくということで、関 係者の方々がチームを組んで支援していくというこ とでありますけれども、当然、核となる方がいらっ しゃらなくてはいけないので、市町村にコーディネ ーターを配置していただいて、地域において関係の 方々がチームとして支援していくという仕組みであ ります。これはKPIとして全市町村で2025年までにこ の仕組みを整備していくということでありまして、 私も今日ピンバッジしておりますけれども、これが チームオレンジのシンボルであります。こういった 取り組みを進めていく、これはまさしく地域づくり において核となるチームになっていってほしいとい うふうに思っている取り組みであります。

さらに認知症本人からの発信ということであれば、2020年1月に5名の方に希望大使ということで宣言をしていただきました。認知症の方、ご本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている、そういった姿を積極的に発信していただくということであります。さらに、ピアサポーターによる本人の支援を推進していただく。こちらについても2025年までに全都道府県において実施していただくということで事業を拡大

したいと思っているところであります。

2つ目の柱、予防でありますけれども、申し上げた とおり、予防というのは認知症になるのを遅らせた り、認知症になっても進行を緩やかにしたりという ことであります。そのために通いの場の拡充である とか、予防に関するエビデンスの収集分析というも のも進めるということで、事例集の横展開、さらに は手引の作成、そういったことを進めております。 ここでご紹介したいのは、これは厚生労働科学研究 班において研究していただいた社会参加と介護予防 効果の関係でございます。右下をご覧いただきます と、ボランティアグループなどの地域組織への参加 割合が高い地域ほど認知症リスクを有する後期高齢 者の割合が少ないという、そういう相関が認められ たということであります。そういった形で、私ども としても社会参加活動や認知症予防のための体制整 備のための支援をさせていただいているということ でありまして、具体的な取り組み例等いろいろ書い てありますけれども、市町村が適当と認めた事業者 による農業であるとか、商品の製造、販売、食堂の 運営、地域活動の社会参加に対する支援、そういっ たものの経費を補助させていただいているというこ とであります。

医療ケア、介護サービス、介護者への支援ですが、 早期発見、早期対応の体制整備、さらには、先ほど はサポーターということで一般の方の認知症に対す る理解を深めていただくということをご紹介いたし ましたけれども、医療従事者、介護従事者の認知症 対応力も向上させていただく。介護者の負担軽減を さらに軽減するために認知症カフェもさらに推進し ていくというような、こういったコンテンツで進め させていただいています。認知症の容態に応じた適 時適切な医療・介護の提供については、真ん中に先 ほどご紹介したようなチームオレンジの方がいらっ しゃいますけれども、地域包括支援センター、認知 症の地域支援推進員、さらには認知症の初期集中支 援チーム、こういった方々が適時適切に関わってい ただく中で認知症の疾患医療センター、これは専門 的な鑑別診断を行うなどの役割を負っているセンタ ーでございますけれども、こういった医療センター とかかりつけ医をつなぐような認知症サポート医な ど、さまざまな方々が地域の中でいらっしゃいます。 こういった中身はできつつあるので、いかにこれを 調和した形で効率的に効果的に動く仕組みにしてい くのかというのが課題なのかなというふうに考えて います。

介護従事者などの認知症対応力の向上の促進ということでありますけれども、資料にピラミッドがございます。実践者研修、実践リーダー研修、指導者研修というふうにステップアップしていただくとい

うことでありまして、研修の推進に当たってはeラーニングの部分的な活用の可能性も含めて、受講者がより受講しやすい仕組みについて私どもとしても引き続き検討していきたいと思っております。

右側でありますけれども、認知症の介護基礎研修というものがございます。これは新任の介護職員などが認知症介護に最低限必要な知識、技能を習得していただくということで、こちらの右側の基礎研修については介護に関わる全ての職員に受講していただくということが必要だと思っています。こちらについては後ほども出てきますけれども、2021年の4月から、全ての事業所に義務付けがなされる(注:3年間の経過措置期間を設ける予定です)ことになっておりますので、よろしくご対応をお願いしたいというふうに思います。

認知症の症状につきましては、ご案内の方も多い かと思いますけれども、中核症状、記憶障害とか見 当識障害などの中核症状の周辺の症状として、行動 心理症状であるBPSDというものがあります。せん妄 であるとか抑うつ、行方不明、幻覚、暴力行為、そ ういったBPSDという症状です。こういったものにつ いて適切に対応できないかということで、私どもと してもさまざま研究させていただいています。文字 が多くて恐縮ですけれども、右側の矢印のところだ け見ていただきますと、BPSDの予防やリスク低減、 こういった現場におけるケアの手法の標準化に向け た事例収集であるとか、ビッグデータを活用した研 究など、効果的なケアの在り方に関して研究を進め ています。さらにかかりつけ医のためのBPSDに対応 する向精神薬の使用ガイドラインの普及であるとか、 あるいは一番下の箱にありますけれども、一般病院 勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の 推進など、さまざまな形で進めています。BPSDとい う分野についても、さらなる取り組みが必要だとい うふうに認識しています。

さらに、認知症カフェでありますけれども、こちらは認知症施策推進大綱のKPI、目標においては全市町村に普及するということになっています。平成30年度の調査で47都道府県、1,412市町村において7,023カフェが運営されているということであります。こういった取り組みをさらに進めていくとともに、さらにバリアフリーの推進などを進めていくと必要があるということで、日常生活ではさまざまからことで、日常生活ではさまざまな場面で障壁があると思います。そういった取り組みをしています。新たに官民の協議会をつくり、さらに好います。新たに官民の協議会をつくり、さらに好います。新たに官民の協議会をつくり、さらに好りでなくしていくという、そういった取り組みをしています。新たに官民の協議会をつくり、さらに好りでなくしていくという、そういった取り組みをしています。対イドラインの策定、企業における認証制度の導入などを検討しています。さらに若年性の認知症の方、こういった方々に対するコーディネーターによる支援も推進しています。

官民協議会でありますけれども、2019年の4月に設 立されたものでございまして、日本認知症官民協議 会というものであります。経済団体、さらには医療 ・介護・福祉団体、地方団体、学会、当事者団体な ど、約100の団体に参画をしていただいております。 この協議会の下にワーキンググループを設置いたし まして、当事者、その家族のご意見も踏まえながら 具体的な検討を行うということで、2つのワーキング グループ、青く書いておりますけれども、認知症イ ノベーションアライアンスワーキンググループが1 つであります。これは認知症の当事者や支え手の課 題、ニーズに応えるようなソリューションの創出と 社会実装に向けた議論を実施していただいておりま して、こちらは主に経済産業省さんのほうで行って いただいております。私ども厚生労働省は右側のほ うで、認知症バリアフリーワーキンググループとい うものに主に関わっております。2019年度は接遇と 契約ということで団体、企業から認知症バリアフリ 一に資する先進的な取り組みをご報告いただきまし て、議論を取りまとめております。2020年度は認知 症の方にどのように接したらいいのかなどをまとめ たガイドラインの作成や、認知症のバリアフリーの 取り組みの横展開、こういったものを実施している ところであります。官民協議会の参加者の名簿はご 覧頂けるとおりになっています。

若年性の認知症の方の支援も重要なテーマになっております。全国に約3.57万人がおられると推計されております、18歳から65歳における人口10万人当たりの有病率は50.9人ということであります。こういった方々に対しても相談、支援、普及啓発ということで、一体的に行うための若年性の認知症支援コーディネーター、これを各都道府県に配置しているところでありますけれども、こういった取り組みと、ころでありますけれども、こういった取り組みと、チームオレンジを含めたそのほか地域づくりなどの取り組みと、どのようにオーバーラップして効果を出していくのかが課題なのかなというふうに感じております。

最後に5つ目の柱、研究開発、産業促進ということであります。これは認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防用、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなどの研究開発をさらに推進していくということであります。目標はやはり認知症のバイオマーカーの開発確立、さらにはお薬ですね、治療薬の治験開始、そういったことを目標に研究を進めているということであります。バイオマーカー、検査薬については、2020年12月に大きな前進があったということでありますし、治療薬についてもアメリカのFDAと日本のPMDAに対してアデュカヌマブという治療薬の承認申請が行われているということで、1つ大きな前進があったのかなというふうに認識し

ております。

最後に2021年度介護報酬改定に向けた取り組みに ついてご紹介させていただきます。先ほども出てき たスライドでございますけれども、真ん中のところ であります介護給付費分科会、田中分科会長の下で 2020年の3月から夏以降は本当に毎週のようにご議 論をいただきまして、12月23日に基本的な考え方を 取りまとめていただいたところであります。介護報 酬改定でありますけれども、改定率、これは予算に 関わる話でございます。12月17日、予算の大臣折衝 を踏まえまして、令和3年度の介護報酬改定は改定率 プラスの0.7%という結論になっております。そのう ち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例 的な評価がプラスの0.05%ということで、こちらは 令和3年9月末までの間ということになっております。 ちなみに前回、平成30年度改定の改定率は0.54%の プラスということでございますので、それを上回る 改定率ということになっています。介護サービス事 業者の経営状況は令和元年度の収支差は前年度より 低下しているということで、マイナス0.7%減ってい るという、そういった介護事業の経営実態調査を踏 まえて、こういった経営状況、厳しい経営状況に加 えて、新型コロナウイルス感染症によるダメージ、 これを踏まえた改定率になっているのではないかと いうふうに思います。

審議報告の内容は大きく5つの柱に分かれておりまして、1つはやはり感染症や災害への対応力の強化、これが大きな柱になっております。さらに地域包括ケアシステムの推進。自立支援、重度化防止の取り組みの推進。介護人材の確保、介護現場の革新。最後に制度の安定性、持続可能性の確保という、大きく5つに分けた方向性をおまとめいただきました。1つ目の感染症対策の強化のために介護サービス事業者に感染症の発生、まん延などに関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加えて訓練、シミュレーションの実施、これが義務付けられます。ただし、3年間の経過措置期間を設けるということになってございます。

2つ目の丸でありますけれども、業務継続に向けた 取り組みの強化ということで、感染症のみならず、 災害が発生した場合であっても、必要なサービス、 これを継続的に提供していただくという体制を構築 する観点から、こちらも全ての介護サービス事業者 を対象に業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、 訓練の実施などを義務付けるということになってご ざいまして、こちらも3年の経過措置期間を設けると いうことになっております。冒頭にご紹介したBCPの ガイドライン、これは計画の策定の参考にしていた だくために厚生労働省のほうで作ったものでありま す。さらに災害への地域と連携した対応の強化とい うことで、介護事業所だけで災害対応ができるわけではございません。この感染症、災害の分野においても地域の地域づくりの取り組みと一体となった対応が必要だというふうに考えております。このため、災害への対応において地域との連携が不可欠であるという観点で、介護サービス事業者を対象に訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないという、そういった努力規定を置くことにしております。

2つ目が地域包括ケアシステムの推進であります。 その中でも認知症への対応力向上に向けた取り組み の推進が大きな柱になっています。まずは訪問系サ ービスについて認知症専門ケア加算を新たに創設す るとともに、緊急時の宿泊ニーズに対応するという 観点から、多機能系サービスについて認知症行動・ 心理症状緊急対応加算、これを新たに創設いたしま す。さらに、介護に関わる全ての方に認知症対応力 を向上させていただくために、介護に直接関わる職 員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義 務付ける、これは先ほどご説明したとおりでありま す。ただし、介護に直接関わる職員であっても、医 師、看護師を始め介護福祉士もそうですけれども、 すでに同等以上の知識を有している方はいらっしゃ いますので、無資格者の方に限って受講を義務付け るということを考えています。いずれにしても、こ ちらについても3年の経過措置期間を設けることと しております。

さらに、看取りの対応、医療介護連携、在宅サービスの機能連携の強化、こういったものが地域包括ケアサービスの推進のために必要なものでございますけれども、認知症という意味では、一番下にございますように夜間、認デイ、さらには多機能系サービスについて中山間地域などに関する加算を対象とするということと、あとは認知症のグループホームについて、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型の事業所の創設を認めるということで、認知症の対応力を強化するための施策が盛り込まれています。

さらに、先ほどBPSDのところでもご説明いたしましたけれども、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進、これは重要だと考えております。従いまして、赤囲いしておりますけれども、施設系、通所系、居住系、多機能系サービスについて事業所の全ての利用者に係るデータ、この中にはADL、栄養、口腔、嚥下に加えて、認知症に関するデータについて、いわゆるCHASEというデータベースに提出していただきまして、フィードバックを受けていただく。フィードバックを受けていただいた上で、事業所単位でPDCAサイクルを回し、ケアの質の向上の取り組みを推進していただく。そういったことを行

ってていただくのですが、それを新たに評価するという、そういった報酬を考えているということをご紹介させていただきます。

最後に、文書負担の軽減であるとか手続きの効率 化、これは介護現場の業務負担の軽減の推進を図る ために、さらには新型コロナへの対応力を強化する ためにも極めて重要な取り組みだと考えております。 基本的には電子的な対応を認めるということ、さら には押印については求めないことが可能であるとい うような、そういった対応というものをしっかりと 進めていくという内容になっております。

制度の安定性は、これはご参考までに付けたもの ですので、スキップさせていただいて、介護現場の 革新ということで、今も文書のICT化などのご紹介さ せていただきました。これを業界一体となって進め ていく必要があるというふうに私としては考えてい ます。平成30年度から介護現場革新会議というもの を開かせていただいて、ここで基本的な方針を取り まとめていただきました。施設における業務フロー の分析、仕分け。さらには今日のテーマでもある地 域の元気高齢者の活躍の場を創出する。さらにはロ ボット、センサー、ICTの創出、そういった方針を取 りまとめていただきまして、さらに厚生労働省のほ うとしても、右上の緑にございますように、生産性 向上のためのガイドラインということで、職場環境 の改善であるとか、さまざま工夫していただけるよ うな手順書を作成しております。こういった方針等 を踏まえて、令和元年度においてはいくつかの地域 でパイロット事業を行っていただきました。そのパ イロット事業を踏まえて、2020年度は都道府県など が主体となる介護現場への全国展開ということで、 都道府県版の介護現場革新会議の開催をしていただ いたり、地域のモデル施設の育成をしていただいた り、さらには、モデル施設が地域の生産性向上の取 り組みを伝播していただく。そういった取り組みを 進めています。そういった中で、予算としても、例 えばICTの導入支援につきましては、令和元年度から

行わせていただいておりますけれども、一番左下に ありますように、2020年度の3次補正からは補助率に ついても一定の要件を満たす事業所は4分の3を下限 にするという措置をさせていただいております。補 助対象もさまざまな介護ソフト、タブレット端末に 加えて、Wi-Fi機器の購入、設置であるとか、業務効 率化に資するバックオフィスソフトも対象にさせて いただいています。こういった補助の拡充をすると ともに、データについては連携ができるようにして いかなくてはいけないというふうに考えております ので、真ん中にある要件のところ、ケアマネ事業所 とのデータ連携に標準仕様というものを厚生労働省 のほうで作っております。こういった標準仕様を活 用していただき、あるいは先ほど出てきました国の データベース、これによる情報収集に対応している ような、そういった要件に合致している、そういっ た事業所には、先ほど申し上げたような補助率のか さ上げというものを進めていくということでありま す。さらには介護ロボットです。介護ロボットって 言ってもパワーアシストとか、入浴のアシストキャ リーに加えて、見守りセンサーのようなものも含ま れますけれども、こういったものについても上限額 を上乗せしたり、必要台数についても上乗せしたり、 さまざまな支援策を講じておりますので、ご紹介さ せていただきます。こういったものも使っていただ きながらICTやロボットの導入を進めていただけれ ばというふうに考えております。

以上、国の施策、地域づくり、地域共生社会の実現に向けて高齢者施策、認知症施策だけではなくて分野横断的な取り組みが進んでいるということと、あとは認知症施策を中心にして地域づくりをさらに加速していく。その前提としてICTであるとかロボット、現場の業務負担の軽減、そういったものを進めていこうとしているという厚生労働省の施策をご紹介させていただきました。

ご清聴いただきましてありがとうございました。



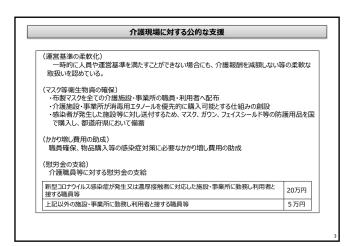
地域共生社会の実現を目指した国の施策動向とコロナ禍での対応

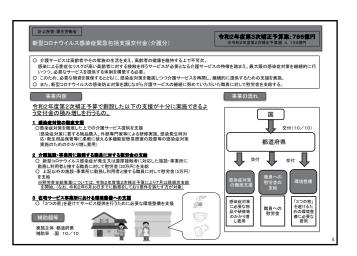
笹子 宗一郎

厚生労働省老健局 認知症施策·地域介護推進課長

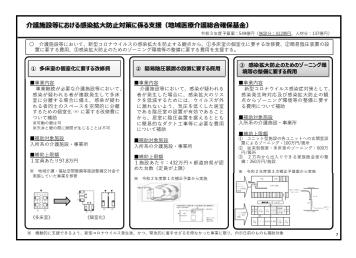
今後の社会保障と働き方の方向性 (高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて) (新型コロナウイルス感染症の影響) 「3つの「密」」を避ける新たな生活 様式の拡がり等、国民生活、社会・経 済の様々な面に大きな影響。 人生100年時代 健康寿命の延伸 ・生涯現役の就労と社会参加 デジタル 経済・雇用情勢の影響を大きく 担い手不足・人口減少の克服 受ける者・世帯への対応 (労働・福祉の両面で臨機応変の対応) 就業率の一層の向上 働く人のポテンシャルの向上と活躍 医療・福祉サービス改革を通じた 日常生活のオンライン化 (オンライン診療、行政手続) 生産性向上 少子化.対策 エッセンシャルワークの重要性 (感染防止対策、医療福祉分野の処遇改善) 新たなつながり・支え合い 総合的なセーフティネットの構築多様な担い手が参画する地域活動の推進経済的な格差拡大の防止 新しい働き方 ・ワーク、フリーランス) (テレワ 新しいつながり (オンライン活用、アウトリーチ) 生活を支える社会保障制度の維持・発展 機能の強化 持続可能性の強化 (財政面+サービス提供面) (中長期の構造変化を想定) (甲長期の構造変化を想定) 産業構造、国土構造、地域社会の あり方、経済・財政等

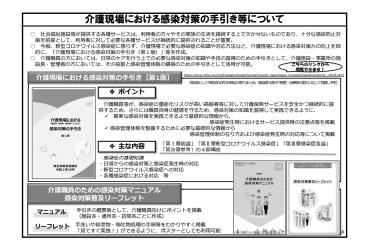
1. 新型コロナウイルス感染症への対応



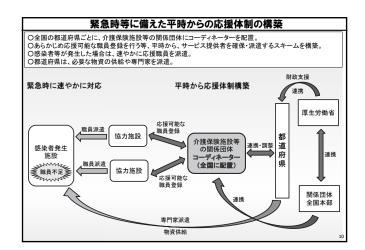




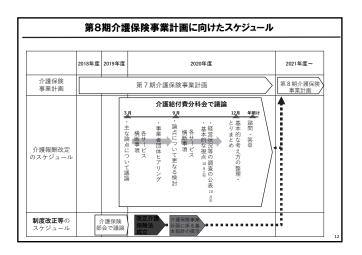


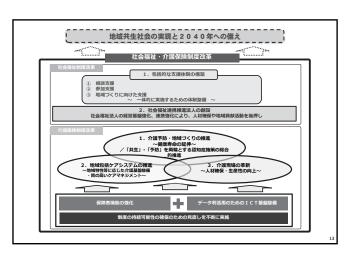




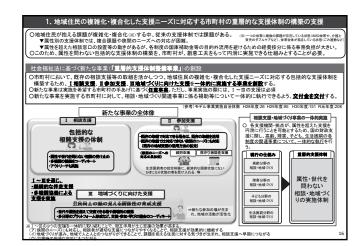


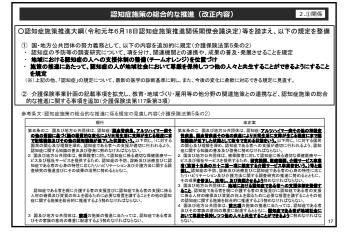
2. 地域共生社会の実現に向けた制度改正

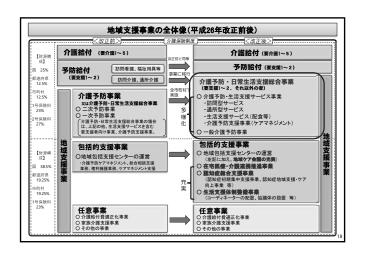


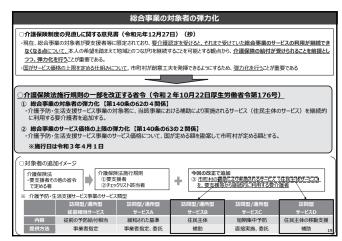


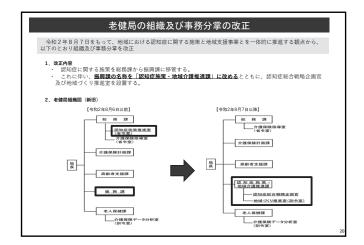


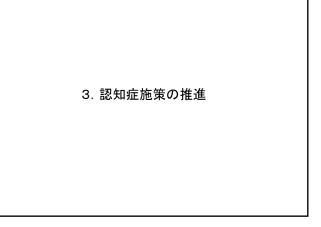


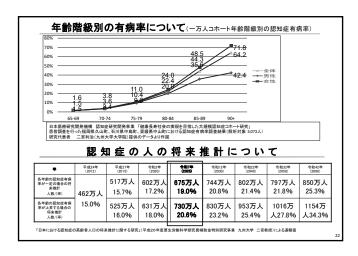


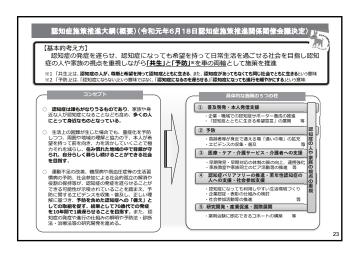


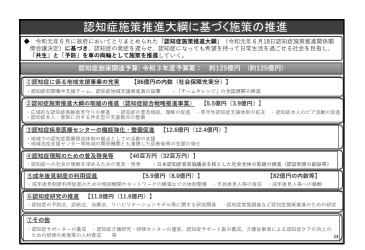












1. 普及啓発•本人発信支援

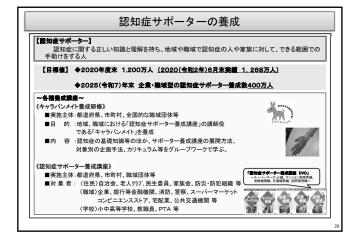
〇 認知症サポータ-

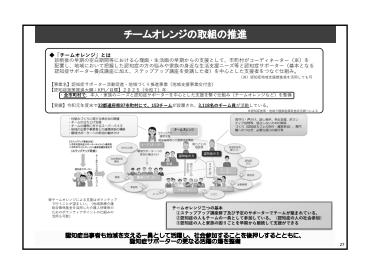
<主な内容>

- 企業・職域でのサポーター養成講座の拡充
- ・ サポーターの養成 + 地域の支援ニーズとつなぐ仕組みの強化
- 〇 認知症本人からの発信機会の拡大
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」等の更なる展開
- ・ ピアサポートの支援の推進 等

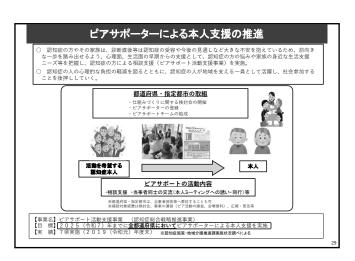
<認知症施策推進大綱(抜粋) 基本的考え方>

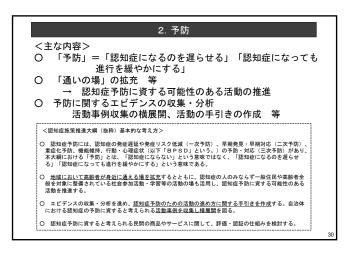
- 地域や職域で認知症の人や家族を手助けする<u>認知症サポーターの業成</u>を進めるとともに、生活環境の中で 認知症の人と関わる機会が多いことが想定される<u>小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの業</u> <u>成満度の開催の機会が基か、</u>学校教育等における認知症の人など含さる高齢者への理解の発生、地域の 高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療セン ターの周知の強化に取り組む。
- O 地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、<u>認知症の人本人が自らの言葉で語り</u>、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していく。
- 地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごと1整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手限についても総合の1を機ずる。また、その際に12数組ェケアパス」を規略的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診朱の利用方法等が明確に伝わるようにする。

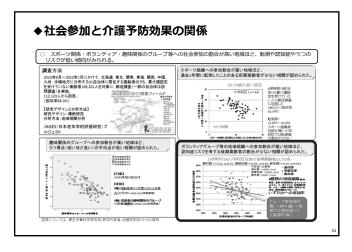




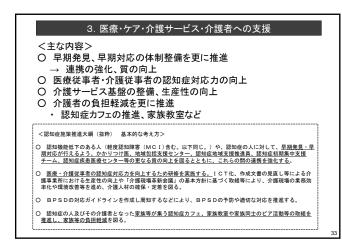


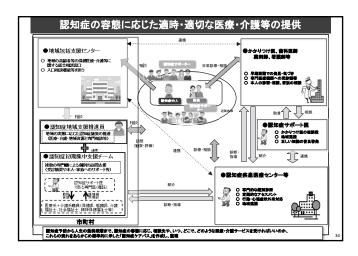


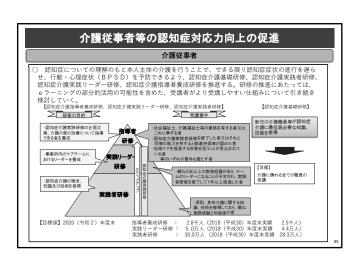


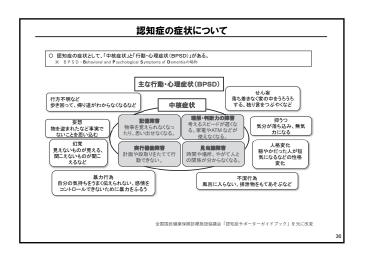


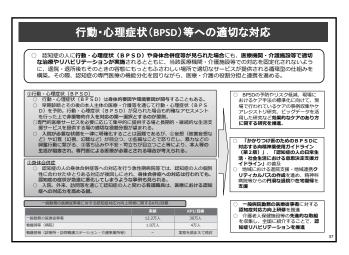




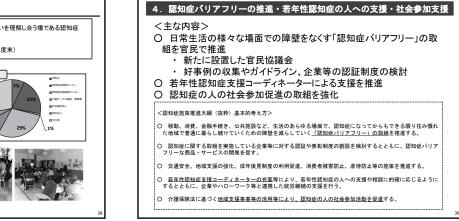


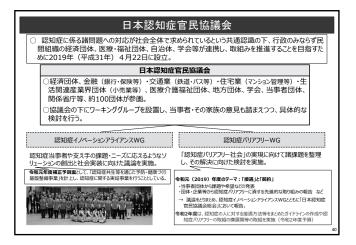


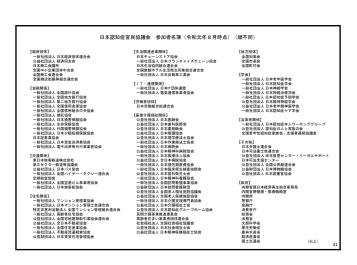


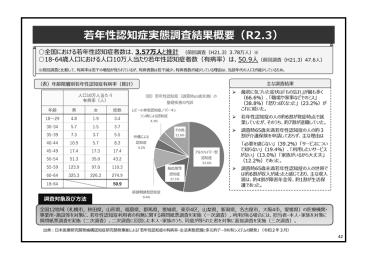


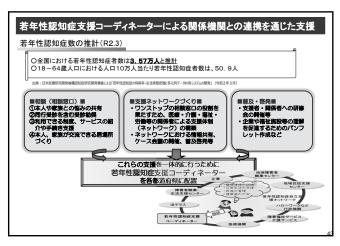


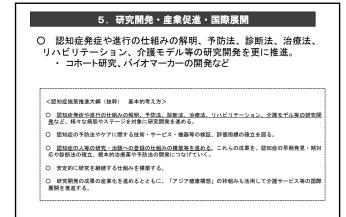






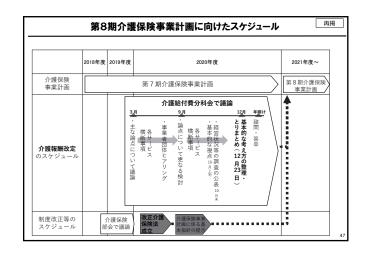






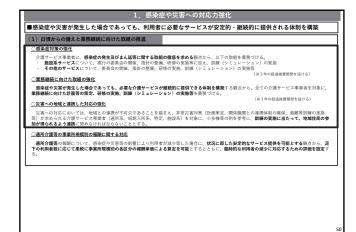


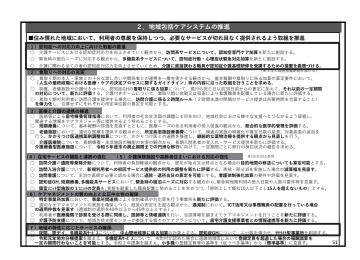
4. 令和3年度介護報酬改定など



令和3年度介護報酬改定について 【改定率】 ■12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、令和3年度の介護報酬改定は以下のとおりとなった。 改定率 +0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%(令和3年9月末までの間) (参考)前回(平成30年度改定)の改定率:+0.54% 【介護サービス事業者の経営状況】 ■令和元年度の収支差は<u>前年度より低下</u>。 ■22サービスのうち、<u>17サービスで前年度より低下</u>。 (全体) 平成27年度 28年度 29年度 30年度 令和元年度 (参考) 全産業 4.4% 4.7% 5.1% 5.0% 4.5% 出典:介護事業経営実態(概況)調査(厚生労働省)、法人企業統計調査(財務省



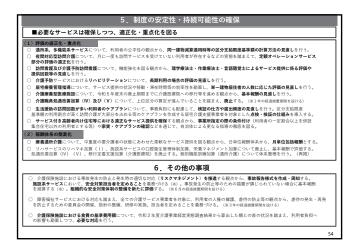


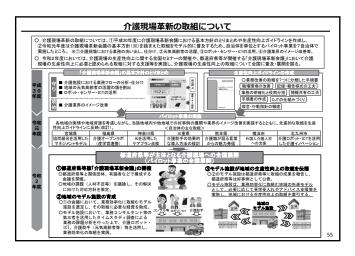


■制度の目的に沿って、質の評価やデータ法用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

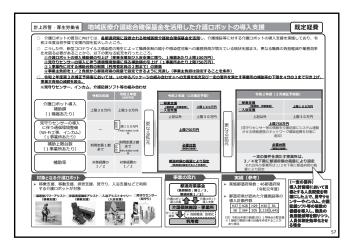
(3.) リルビリテーケミンと園間製造、口味、乗島の製品の選集・操作

 加度の両の東京手とされている計画作成や金銭について、リハ香門風、管理栄養土、偏料電土せが必要に応じて参加することを明確化する。
 カロ馬の両足支持とされている計画作成や金銭について、リハ香門風、管理栄養土、偏料電土せが必要に応じて参加することを明確化する。
 カロ馬の両足支持とされている計画作成や金銭について、リハ香門風、管理栄養土、偏料電土せが必要に応じて参加することを明確化する。
 カロ馬の両足支持とされている計画作成や金銭について、リハ香門風、管理栄養土、偏料電土せが必要に応じて参加することを明確して、近年、最初に関する。
 海島が保険性養金における外部のリハ南洋電池をついたが、大力を担けしていまする。
 カーボルをでは、大力を受けたいたが、大力を受けたいたがイクルを患ますることを対策する形式を機能的なよった。
 カーボルを持ちる。 カーボルを対して、は、最小では、またして、は、またしたのでは、は、またしたい。 カーボルを持ちる。 カーボルを加える。 カ









ご清聴ありがとうございました。